

不当な取引行為を行う事業者への処分・指導に係る取組状況

県では、特定商取引に関する法律及び神奈川県消費生活条例に基づき、商品等の売買又は役務の提供について、不当な取引行為を行う事業者に対する処分・指導を以下のとおり実施している。

○処分・指導の実施件数（令和元年度～令和3年度）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
処 分	業務停止命令	1 (0)	0 (0)	2 (0)
	業務禁止命令	1 (0)	0 (0)	2 (0)
	指 示	1 (0)	0 (0)	2 (0)
指 導		29 (18)	31 (14)	27(16)
計		32 (18)	31 (14)	33(16)

注1：() は、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）の連携によるもので内数

注2：「処分」欄の件数は措置件数、「指導」欄の件数は事業者数で集計